

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明</p> <p>〔イ〇二 略〕</p> <p>ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔イ〇二 同上〕</p> <p>ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払</p>

について保証しているものに限る。) (第十三条の五第一項第二号、第十四条の十一の二十七第十三号ホ及び第三十四条の五十三の十二第十三号ホにおいて「国債証券等」という。) 並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。)

六 「略」

〔2～4 略〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 「略」

2 「略」

3 銀行は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

4 銀行は、法第十条第二項第八号又は法第十二条の規定に基づき元本の補填の契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合には、元本の補填の契約をしていないことを当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第七十七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。)には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

について保証しているものに限る。) (第十三条の五第一項第二号、第十四条の十一の二十七第一項第十三号ホ及び第三十四条の五十三の十二第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。) 並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。)

六 「同上」

〔2～4 同上〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 「同上」

2 「同上」

3 銀行は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

4 銀行は、法第十条第二項第八号又は法第十二条の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合には、特定の窓口において行うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てんの契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第七十七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。)には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第十四条の十一の二十三 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の

三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十四条の十一の二十七第十一号に掲げる事項

二 第十四条の十一の二十七第十二号に掲げる事項

3 銀行は、契約締結前交付書面には、第十四条の十一の二十七第一号に掲げる事項及び法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める

い。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第十四条の十一の二十三 「同上」

2 「同上」

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の

三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十四条の十一の二十七第十一号に掲げる事項

二 第十四条の十一の二十七第十二号に掲げる事項

3 銀行は、契約締結前交付書面には、第十四条の十一の二十七第一号に掲げる事項及び法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 「同上」

場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十四条の十一の二十七第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2～4 略〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十四条の十一の二十七第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十七 〔同上〕

「一〇十六 略」

十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつていて認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称

「十八・十九 略」

「項を削る。」

（契約締結時交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十八 特定預金等契約が成立したときに作成する法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十六 同上」

十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつていて認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称

「十八・十九 同上」

2||

一の特定期金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行代理業者が当該交付を行ったときは、当該銀行は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十八 特定預金等契約が成立したときに作成する法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十九 契約締結時交付書面に係る法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

「二〇四 略」

(休日の承認の申請等)

第十五条 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金

「一〇十一 同上」

2||

一の特定預金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行代理業者が当該交付を行ったときは、当該銀行は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十九 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

(休日の承認の申請等)

第十五条 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金

融庁長官等に提出するものとする。

「一・二 略」

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

「一・二 略」

「号を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

3|| 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するものとする。

一 令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日（第三十二条の二において「指定休日」という。）以外の休日

二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三 当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その

融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

3|| 当該申請に係る営業所が当座預金業務を営んでいないこと。

3|| 当座預金業務を営まない営業所において、令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日（次項において「指定休日」という。）以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第三十二条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項の規定による審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4|| 銀行が前項に規定する申請書に基づく法第四十七条の三に規定する認可を受けたときは、前項に規定する営業所が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第五条第二項第二号の承認を受けたものとみなす。

「項を加える。」

他の連絡先

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 法第四十七条の三に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

2 外国銀行支店は、法第四十七条の三の規定による従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一～三 略〕

〔3・4 略〕

(休日の承認の審査等)

第三十二条の二 従たる外国銀行支店において、指定休日以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による前条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項の規定による審査のほか、第十五条第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするものとする。

2 外国銀行支店が前項に規定する申請書に基づく法第四十七条の三に規定する認可を受けたときは、当該認可に係る従たる外国銀行支店が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第五条第二項

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

2 外国銀行支店は、法第四十七条の三の規定による従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条において同じ。）の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一～三 同上〕

〔3・4 同上〕

〔条を加える。〕

第二号の承認を受けたものとみなす。

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ〜ハ 略」

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 「略」

(2) 第三十四条の五十三の十第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第三十四条の五十三の十第二号に規定する契約変更書面

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 第三十四条の五十三の十第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第三十四条の五十三の十第一項第二号に規定する契約変更書面

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十四条の五十三の八 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の五十三の第十二号に掲げる事項

二 第三十四条の五十三の第十二号に掲げる事項

3 銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の五十三の第十二号に掲げる事項及び法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十四条の五十三の八 「同上」

2 「同上」

一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の五十三の第十二号に掲げる事項

二 第三十四条の五十三の第十二号に掲げる事項

3 銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の五十三の第十二号に掲げる事項及び法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十 「同上」

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の五十三の十二第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第三十四条の五十三の八に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七の二までに於いて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四|| 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十四条の五十三の十二 〔略〕

〔一〕十九 略〕

〔項を削る。〕

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の五十三の十二第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第三十四条の五十三の八に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七の二までに於いて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十四条の五十三の十二 〔同上〕

〔一〕十九 同上〕

2||

一の特定預金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定す

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十五 特定預金等契約が成立したときに作成する法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条)において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 契約締結時交付書面に係る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一

る書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行が当該交付を行ったときは、当該銀行代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十五 特定預金等契約が成立したときに作成する法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条)において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

2||

一 特定預金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行が当該交付を行ったときは、当該銀行代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 「同上」

項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

「二〇四 略」

(特定銀行代理業者の休日の承認の申請等)

第三十四条の五十四の二 特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

二 令第十六条の七第三項の規定による揭示の方法を記載した書面
2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

「条を加える。」

3 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による
休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業
所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

一 令第十六条の七第一項に定める日以外の休日の実施期間（実施
期間を設定する場合に限る。）

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又
は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び
電話番号その他の連絡先

（特定銀行代理業者の営業時間等）

第三十四条の五十五 特定銀行代理業者の営業時間は、午前九時から
午後三時までとする。

〔2・3 略〕

4 特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をすると
きは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するも
のとする。

一 〔略〕

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又
は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び
電話番号その他の連絡先

5 〔略〕

6 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公

（特定銀行代理業者の営業時間等）
第三十四条の五十五 特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一
項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）の営業時間は
、午前九時から午後三時までとする。

〔2・3 同上〕

4 特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をすると
きは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなけ
ればならない。

一 〔同上〕

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当
該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話
番号その他の連絡先

5 〔同上〕

6 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公

衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するものとする。

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第三十四条の六十 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕二十七 略〕

二十八 削除

〔二十九〕三十一 略〕

2 「略」

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示しなければならない。

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第三十四条の六十 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(届出事項)

第三十五条 「同上」

〔一〕二十七 同上〕

二十八 銀行が法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（法第二十条第三項及び法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

〔二十九〕三十一 同上〕

2 「同上」

3 「同上」

〔一〇二十 略〕

二十一 削除

〔二十二〇二十四 略〕

4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 削除

〔四〇六 略〕

5 〔略〕

6 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇二十 同上〕

二十一 銀行持株会社が法第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書面（法第五十二条の二十八第二項及び第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、当該銀行持株会社の子会社である銀行において縦覧を開始した場合

〔二十二〇二十四 同上〕

4 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面（法第二十条第三項及び第二十一条第三項又は第五十二条の二十八第二項及び第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合

〔四〇六 同上〕

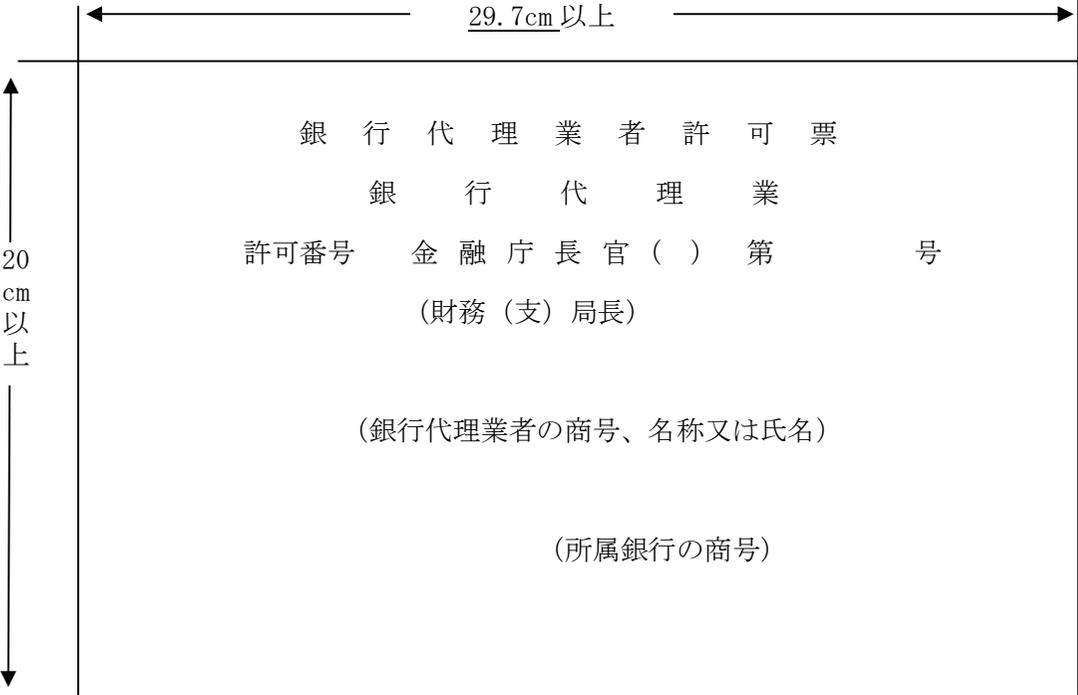
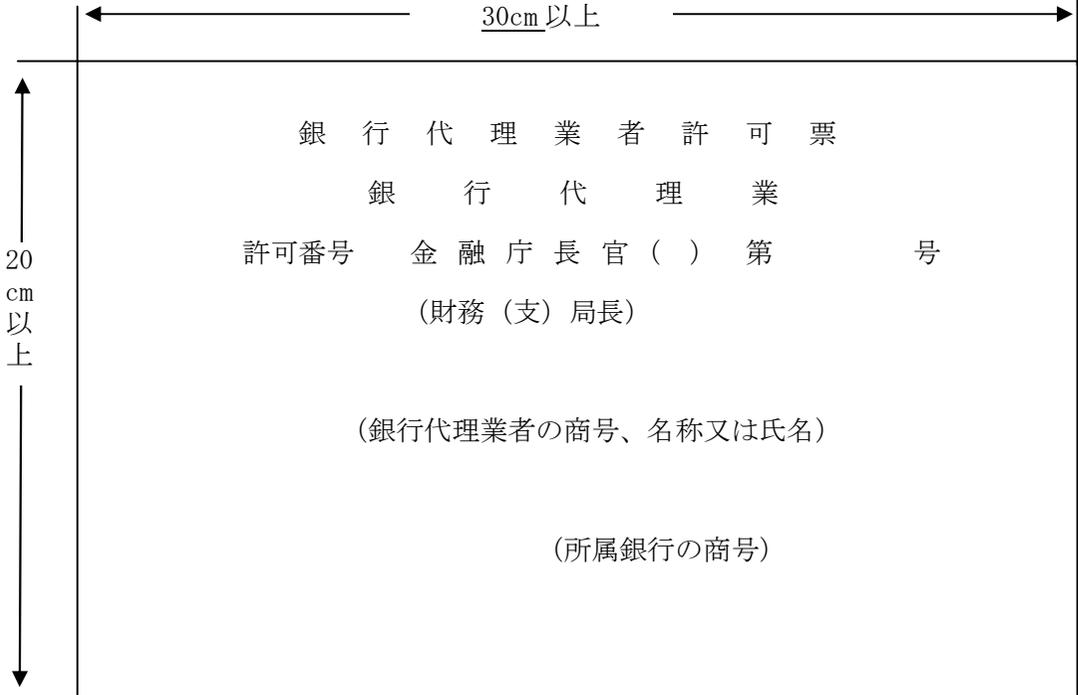
5 〔同上〕

6 〔同上〕

<p>〔一・二 略〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>三〕 〔略〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>四〕 〔略〕</p> <p>五〕 〔略〕</p> <p>〔7～11 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三〕 第一項第二十八号に掲げる場合 同号に規定する書面</p> <p>四〕 〔同上〕</p> <p>五〕 第三項第二十一号に掲げる場合 同号に規定する書面</p> <p>六〕 〔同上〕</p> <p>七〕 〔同上〕</p> <p>〔7～11 同上〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
<p data-bbox="131 255 696 282">別紙様式第 10 号の 2 (第 34 条の 2 の 35 関係)</p> <div data-bbox="175 336 1256 1035" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">← 29.7cm 以上 →</p> <p style="text-align: center;">外国銀行代理銀行認可票 外国銀行代理業務 認可番号 金融庁長官 () 第 号</p> <p style="text-align: center;">(外国銀行代理銀行の商号)</p> <p style="text-align: center;">(所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国)</p> </div> <p data-bbox="175 583 214 710" style="margin-left: 10px;">↑ 20 cm 以上 ↓</p> <p data-bbox="279 1070 444 1097">(記載上の注意)</p> <ol data-bbox="296 1108 1245 1336" style="list-style-type: none"> 1 「<u>所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国</u>」には、所属外国銀行（銀行法第 52 条の 2 第 1 項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、<u>全ての</u>所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。 2 [略] 	<p data-bbox="1366 255 1931 282">別紙様式第 10 号の 2 (第 34 条の 2 の 35 関係)</p> <div data-bbox="1415 336 2497 1035" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">← 30cm 以上 →</p> <p style="text-align: center;">外国銀行代理銀行認可票 外国銀行代理業務 認可番号 金融庁長官 () 第 号</p> <p style="text-align: center;">(外国銀行代理銀行の商号)</p> <p style="text-align: center;">(所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国)</p> </div> <p data-bbox="1415 583 1454 710" style="margin-left: 10px;">↑ 20 cm 以上 ↓</p> <p data-bbox="1520 1070 1684 1097">(記載上の注意)</p> <ol data-bbox="1536 1108 2486 1336" style="list-style-type: none"> 1 「<u>所属外国銀行の商号</u>及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（銀行法第 52 条の 2 第 1 項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、<u>すべての</u>所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。 2 [同左]

改正後	改正前
<p>別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 関係)</p>  <p style="text-align: center;">← 29.7cm 以上 →</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業者許可票 銀行代理業 許可番号 金融庁長官() 第 号 (財務(支)局長) (銀行代理業者の商号、名称又は氏名) (所属銀行の商号)</p> <p style="text-align: center;">↑ 20 cm 以上 ↓</p>	<p>別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 関係)</p>  <p style="text-align: center;">← 30cm 以上 →</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業者許可票 銀行代理業 許可番号 金融庁長官() 第 号 (財務(支)局長) (銀行代理業者の商号、名称又は氏名) (所属銀行の商号)</p> <p style="text-align: center;">↑ 20 cm 以上 ↓</p>
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「所属銀行の商号」には、所属銀行（銀行法第 2 条第 16 項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。二以上の所属銀行があるときは、<u>全ての</u>所属銀行の商号を記載すること。 2 [略] 3 銀行法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けず銀行代理業を営むことができる者にあつては、「銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の<u>許可</u>を受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。 4 [略] 	<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「所属銀行の商号」には、所属銀行（銀行法第 2 条第 16 項に規定する所属銀行をいう。）の商号を記載すること。二以上の所属銀行があるときは、<u>すべての</u>所属銀行の商号を記載すること。 2 [同左] 3 銀行法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けず銀行代理業を営むことができる者にあつては、「銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の<u>許可</u>の受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。 4 [同左]